

山元町農業委員会委員募集要領

1 公募（募集）人数

8人（うち認定農業者またはそれに準じた者5人、農業者以外の者1人）

2 任期

令和9年1月29日～令和12年1月28日（3年間）

3 業務内容

- (1) 行政委員会としての農業委員会の意思決定
 - (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成
 - (3) 農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
 - (4) 農地転用許可に関して県等へ具申する意見の決定
 - (5) 農地利用の最適化の推進に関する施策についての意見の決定
- 具体的には、月に1回（必要に応じて複数回）開催する農業委員会総会に出席し、付議される議案について審議します。
- このほか、必要に応じて農地の現地確認や調査、農地所有者等との面談などを行います。

4 身分・報酬

身分：山元町非常勤特別職

報酬：年額260,000円（会長：年額290,000円、職務代理者：年額265,000円）

その他、必要に応じて費用弁償や旅費を支給します。

5 応募要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことが出来る者。ただし次の者は除く。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 公募（募集）期間

令和8年9月2日（水）～令和8年9月30日（水）

7 応募方法

- ・個人からの推薦
- ・法人や団体からの推薦
- ・自らによる応募

指定の様式（推薦届出書又は応募届出書、個人情報取扱に関する同意書）に必要な事項を記入し、農業委員会事務局へ持参（※1）又は郵送（※2）してください。

届出に必要な様式等は、農業委員会事務局及び坂元支所の窓口、又は町ホームページから入手できます。

※1 平日の午前8時30分～午後5時15分

※2 簡易書留等により、公募期間内必着

8 応募情報の公表

提出された応募届出書のうち、住所及び連絡先以外の情報について、公募の期間中と期間終了後、公示するとともに、農業委員会の窓口において閲覧に供します。

9 選考方法

応募書類を基に委員候補者評価委員会を開催し、選考（評価）を行います。このほか、必要に応じ面接を実施します。なお、面接を実施する場合、実施時期は10月頃となる見込みです。

また、選考（評価）に当たっては、山元町の農業の現状をよく理解し、今後の山元町の農業の発展に資する方であることを重視します。

10 選考結果の通知・応募書類

結果については応募した方全員に書面をもって通知します。

※結果に関する電話等での問い合わせにはお答えできません。

なお、提出いただいた書類は返却しません。

11 任命・委嘱

選考の結果、候補者になった方は、山元町議会の同意を得て、町長が農業委員として任命します。

12 問い合わせ先・提出先

〒 989-2292 山元町浅生原字作田山32番地

TEL 0223-37-5117 山元町農業委員会事務局

✉ nogyouiinkai@town.miyagi-yamamoto.lg.jp

〔その他〕

- (1) 農業関係団体による推薦の他、組織化されていない仲間内の推薦による応募もできます。
- (2) 推薦によらない「自己推薦」による応募もできます。
- (3) 同一の者が、同時に「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）」に推薦され、又は応募することができます。同時に応募している者については、「農業委員」の評価委員会を先に開催し、農業委員選考に漏れた場合、推進委員評価委員会において「推進委員候補者」として改めて選考（評価）することを想定しています。
- (4) 農業委員は、推進委員を兼ねる（兼務する）ことはできません。
- (5) 両委員とも住所要件（被選挙権）はなく、町内で農業経営を行っている者や農業事情に詳しい者等が推薦、又は応募することができます。